ＤＶ、ストーカー、児童虐待の被害でお悩みの方へ

弁護士と相談してみませんか？

ＤＶ等被害者法律相談援助のご案内

いち早く法律相談をご案内する制度です。
相談内容が外部に漏れることはありません。

■ご利用いただける方

DV、ストーカー、児童虐待の被害を受けている方
（受けるおそれのある方 を含む）

■ご相談いただける内容

再被害の防止に関して必要なご相談について、 民事・刑事を問わず
ご利用いただけます。
法律相談は、予約制の面談形式です。
電話やオンラインによる相談もできる場合があります。

■相談費用

以下の資産基準に該当する方は、相談費用の負担なく、
ご利用いただ けます。
以下の資産基準を超える方は、後日、相談料（税込5，500円）を
ご負担いただきます。

《資産基準》

法律相談実施時にお持ちの、処分可能な現金・預貯金の合計額が、300万円以下であること。
※DV、ストーカー、児童虐待の被害により、法律相談実施日から1年以内に支出することとなる費用（治療費など）の額は、現金・預貯金の合計額から控除することができます。

法テラス

法テラスは、国が設立した公的な法人です。

犯罪被害者支援ダイヤル
0120-079714
IP電話からは**03-6745-5601**
平日 9：00～21：00　土曜 9：00～17：00

相談のご予約を希望される場合は、犯罪被害者支援ダイヤルからお近くの法テラス事務所へ取り次ぎます。

《ご利用の流れ》

弁護士に依頼したい場合は、相談担当弁護士にその旨をお伝えください。

《援助の利用に関するQ＆A》

Q　DV・ストーカー・児童虐待とは、それぞれどのような被害のことをいいますか？

A　Ｄ　Ｖ　・・・配偶者や事実上の配偶者、同棲する交際相手からの暴力のことをいいます。

ストーカー　・・・特定の者に対する恋愛感情又はそれが満たされない怨恨の感情を満たす目的で、つきまといやSNSを利用したメッセージ送信等の行為を繰り返し行うことをいいます。

児童虐待　・・・保護者がその監護する児童（18歳未満）に対し、暴力を振るう、性的行為を要求する、食事を与えない、目の前で家族への暴力をふるうなどの行為をすることをいいます。

Q　私名義の預貯金は加害者に管理されているため、自由にお金を引き出すことができません。この場合も資産となってしまい、相談費用はかかりますか？

A　自由に使えない現金・預貯金は、資産に含まれません。これを除いて処分可能な資産が300万円以下であれば無料です。詳しくは、ご予約時にお申し出ください。

Q　現在シェルターに避難中のため、外出ができません。相談場所に行かなければ、法律相談は受けられないのでしょうか？

A　弁護士事務所等の相談場所に赴くことが困難な方は、そのご事情によって出張相談ができる場合があります。詳しくは、お近くの法テラスまでお問い合わせください。

Q　代理で相談を受けても良いですか？

A　法律相談は、被害にあわれている方ご本人に受けていただく必要がありますが、 お問合せや相談のご予約は、ご本人の代理の方からも承っております。

Q　相談した弁護士に依頼したいのですが、弁護士費用が心配です。

A　一定の要件に該当する方は、弁護士費用等の援助制度をご利用いただけます。

法テラスでは、犯罪被害にあわれた方やご家族に向けた、さまざまな情報をご案内しています。
〇相談窓口、法制度のご紹介　〇犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士のご紹介
〇弁護士費用等の援助制度（ご利用には一定の要件があります。）